



子どもの予防接種

- 予防接種は、すべて医療機関で受けてください。
- 予診票は、下の表に記載されている時期になりましたら、お子さんあてに届きます。
- 予診票は、予防接種が終了するまで大切に保管してください。

問合せ：健康政策課
 ☎ 39-9109 FAX 38-0780
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/5241.htm>



定期予防接種

生 生ワクチン
 不活化 不活化ワクチン
 標準的な接種年齢
 法律で定められた接種対象年齢

	2か	3か	4か	5か	7か	12か	18か	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	16歳	18歳	19歳	20歳	対象年齢	予診票が届く時期
不活化 B型肝炎	①	②			③																			1歳未満	生後2か月になる前月の20日頃
生 ロタウイルス	①	②																						1歳未満	生後2か月になる前月の20日頃
不活化 ヒブ (インフルエンザ菌b型)	①	②	③																					生後2か月～5歳未満	1・2・3回目 生後2か月になる前月の20日頃 4回目 1歳になる前月の20日頃
不活化 小児用肺炎球菌	①	②	③																					生後2か月～5歳未満	1・2・3回目 生後2か月になる前月の20日頃 4回目 1歳になる前月の20日頃
不活化 4種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	①	②	③																					1期 生後2か月～7歳6か月未満 2期 11歳～13歳未満	1・2・3回目 生後2か月になる前月の20日頃 4回目 1歳になる前月の20日頃 小学校6年生の4月
生 BCG (結核)																								生後3か月～1歳未満	生後2か月になる前月の20日頃
生 MR (麻しん・風しん混合)																								1期 1歳～2歳未満 2期 5歳～7歳未満で 小学校就学の1年間	1期 1歳になる前月の20日頃 2期 小学校就学前の4月
生 水痘 (水ぼうそう)																								1歳～3歳未満	1歳になる前月の20日頃
不活化 日本脳炎																								1期 生後6か月～7歳6か月未満 2期 9歳～13歳未満	1期 3歳になる月の20日頃 2期 小学校4年生・ 高校3年生(未接種の場合)の4月
不活化 HPV (子宮頸がん予防)																								小学6年生～高校1年生相当年齢の女性	中学校1年生の6月

※1 日本脳炎特例対象者について

	生年月日	対象年齢	接種回数等
特例対象者	平成15年4月2日～ 平成19年4月1日生まれ	20歳未満	<ul style="list-style-type: none"> 一度も受けていない子・・・4回接種 これまでに1回でも受けたことがある子・・・残りの接種(1回～3回) ※接種間隔については、医師と相談してください。

※2 HPVの定期対象者・経過措置対象者について

	生年月日	接種回数等
定期対象者	平成19年4月2日～ 平成22年4月1日生まれ	<ul style="list-style-type: none"> 一度も受けていない方・・・3回接種(15歳未満でシルガード9を接種される方は2回) これまでに1回でも受けたことがある方・・・残りの接種(1回～2回) ※接種間隔については、医師と相談してください。
経過措置対象者	平成9年4月2日～ 平成19年4月1日生まれ	

おたふくかぜ(任意予防接種)の費用助成

豊橋市では、以下の任意予防接種(法律に基づかない予防接種)について費用助成を行っています。医師から十分な説明を受けた上で接種しましょう。

	対象年齢	回数	助成額
生 おたふくかぜ ※1	1回目	1歳～2歳未満	1回あたり2,000円
	2回目	5歳～7歳未満で 小学校就学の1年間	

※1 罹患した子は対象外です。

- 豊橋市に住居登録がある方が対象です。
- 市から予診票の発行はしません。接種を希望する方は、実施医療機関に確認・予約の上、母子健康手帳と豊橋市に住居登録があることを確認できる書類(子ども医療費受給者証など、外国籍の方は在留カード)を持参して接種してください。

豊橋市外で接種を希望する方(定期予防接種のみ)

- 里帰り出産や豊橋市以外にかかりつけ医がいるなどの理由で市外で接種を希望する場合、接種前に申請が必要です。
- 接種に必要な書類の作成には1週間から10日ほどかかります。接種まで余裕を持って申請してください。
- **申請前に接種した場合の払い戻しはできません。**
- 詳しくは健康政策課にお問合せください。

同時接種について

ワクチンの同時接種は、必要な免疫を早くつけてお子さんを守るだけでなく、通院回数を減らすこともできます。医師の判断と保護者の同意によって行うことができます。なお、複数のワクチンを同時接種しても、1種類ずつ接種する場合と安全性や効果に違いはありません。